

国際土木委員会 規約改定前後表

- ・第一回国際土木委員会にて、第1条を除く改定案が承認された。
- ・その後、第1条の改定案について委員全員に照会し平成30年4月23日付けで改定した。

改定前	改定後
第1章 総則	
<p>(目的)</p> <p>第1条 我が国における CIM (buildingSMART International(以下「bSI」という。))における BIM のインフラ分野を含む)及び i-Construction の導入、普及を適切に行うため、一般社団法人 buildingSMART Japan(以下、「bSJ」という。)及び一般財団法人日本建設情報総合センター (以下、「JACIC」という。)は、bSI の標準化活動に対する我が国の対応方針の審議・提案等を共同で行うこととする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 我が国におけるインフラ BIM (※) 及び i-Construction の導入、普及を促進するため、一般社団法人 buildingSMART Japan(以下、「bSJ」という。)及び一般財団法人日本建設情報総合センター (以下、「JACIC」という。)は、bSI の標準化活動に対する我が国の対応方針の審議・提案等を共同で行うこととする。</p> <p>※：インフラ BIM とは、bSI が進める BIM for Infrastructure を基本に、これまで我が国の土木分野にて導入されてきた CIM (建築分野における BIM の適用・普及を土木分野に拡大したもの) の概念を含むものである。</p>
<p>(設置)</p> <p>第2条 第1条の目的を達成するため、国際土木委員会 (以下、「委員会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 第1条の目的を達成するため、国際土木委員会 (以下、「委員会」という。)を設置する。</p>
第2章 活動	
<p>(活動内容)</p> <p>第3条 委員会は、bSI の標準化活動に対する我が国の対応方針の審議・提案並びに IFC 普及対応、国際標準化動向及び国内で検討すべき内容の国内周知を適切に行うため、建設情報に関する国際的な標準化の動向について情報収集、分析を行うとともに、我が国の建設情報の標準化活動に関する提案を行う。</p>	<p>(活動内容)</p> <p>第3条 委員会は、bSI から bSJ を経由して伝えられる国際的な標準化の動向に関する情報等について適切に関係者へ周知するなどの連絡調整を行うとともに、国際標準化の動向を踏まえた提案をするなどして関係者の連携を推進、支援する。</p>
第3章 組織、運営体制	
<p>(委員会)</p> <p>第4条 委員会は、委員長及び委員によって構成する。</p> <p>2 委員長には bSJ 土木委員会委員長の職にあるものを充てる。</p> <p>3 委員は学識経験者、国土交通省職員等並びに bSJ 代表理事及び JACIC 理事 (業務担当) により構成する。</p> <p>4 上記のほか、委員長は、審議の内容に応じて審議に参加することができる専門委員の出席を要請することができる。</p> <p>5 委員長、委員及び専門委員は、bSJ 代表理事及び JACIC 理事長が連名により委嘱する。</p> <p>6 委員長、委員及び専門委員の任期は2年とする。</p> <p>7 委員会は委員長が招集する。</p> <p>8 委員長又は学識経験者以外の委員は、委員長の承認のもと代理出席を認める。専門委員の代理出席は認めない。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第4条 委員会は、委員長及び委員によって構成する。</p> <p>2 委員長には bSJ 土木委員会委員長の職にあるものを充てる。</p> <p>3 委員は学識経験者、国土交通省職員等並びに bSJ 代表理事及び JACIC 理事 (業務担当) により構成する。</p> <p>4 上記のほか、委員長は、審議の内容に応じて審議に参加することができる専門委員の出席を要請することができる。</p> <p>5 委員長、委員及び専門委員は、bSJ 代表理事及び JACIC 理事長が連名により委嘱する。</p> <p>6 委員長、委員及び専門委員の任期は2年とする。</p> <p>7 委員会は委員長が招集する。</p> <p>8 委員長又は学識経験者以外の委員及び専門委員は、委員長の承認のもと代理出席を認める。</p> <p>9 委員の増員は、委員会の活動状況、社会情勢および技術動向等を踏まえて、委員長、委員ならびに事</p>

	<u>務局長のいずれかが推薦し、委員会での諮問により決定する。</u>
<p>(オブザーバー)</p> <p>第5条 委員長は、委員会にオブザーバーの出席を認めることができる。</p> <p>2 オブザーバーは審議に参加することができない。なお、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>3 オブザーバーは、関係団体からの自発的参加希望又は委員からの要請により、委員会において決定する。</p> <p>4 オブザーバーの決定通知は、委員長が行う。</p> <p>5 オブザーバーの任期は2年とする</p>	<p>(オブザーバー)</p> <p>第5条 委員長は、委員会にオブザーバーの出席を認めることができる。</p> <p>2 オブザーバーは審議に参加することができない。なお、委員長が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p><u>3 オブザーバーは、関係団体からの希望又は委員からの要請とし、委員会において決定する。</u></p> <p>4 オブザーバーの決定通知は、委員長が行う。</p> <p>5 オブザーバーの任期は2年とする。</p>
<p>(委員会の審議内容)</p> <p>第6条 委員会は次の事項について審議、決定する。</p> <p>一 委員会の毎年度の実施計画</p> <p>二 委員会規約の改定</p> <p>三 第8条に定める小委員会若しくは作業ワーキング等の設置又は廃止</p> <p>四 その他第3条に定める活動内容に必要な事項の審議及び決定</p>	<p>(委員会の審議内容)</p> <p>第6条 委員会は次の事項について審議、決定する。</p> <p>一 委員会の毎年度の実施計画</p> <p>二 委員会規約の改定</p> <p>三 第8条に定める小委員会若しくは作業ワーキング等の設置又は廃止</p> <p>四 その他第3条に定める活動内容に必要な事項の審議及び決定</p>
<p>(事務局)</p> <p>第7条 委員会の運営に係わる事務を行うため、JACIC 内に事務局を設置し、事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長は、次の事項について委員会に報告し、承認又は指示を受ける責務を有する。</p> <p>一 前回委員会からの bSI の活動状況及びそれに伴う事務局対応状況</p> <p>二 その他の国際標準にかかる国内外の各委員会などの状況</p> <p>三 その他第6条に定める委員会の審議に必要な事項</p>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 委員会の運営に係わる事務を行うため、JACIC 内に事務局を設置し、事務局長を置く。</p> <p>2 事務局長は、次の事項について委員会に報告し、承認又は指示を受ける責務を有する。</p> <p>一 前回委員会からの bSI の活動状況及びそれに伴う事務局対応状況</p> <p>二 その他の国際標準にかかる国内外の各委員会などの状況</p> <p>三 その他第6条に定める委員会の審議に必要な事項</p>
<p>(小委員会等の設置)</p> <p>第8条 委員会には、第6条第3号の規定により小委員会、作業ワーキング等を設置することができる。</p>	<p>(小委員会等の設置)</p> <p>第8条 委員会には、第6条第3号の規定により小委員会、作業ワーキング等を設置することができる。</p>
<p>(委員会資料)</p> <p>第9条 委員会資料は原則として日本語で作成する。</p>	<p>(委員会資料)</p> <p>第9条 委員会資料は原則として日本語で作成する。</p>
<p>附則 この規約は、平成29年9月21日から適用する。</p>	<p>附則 この規約は、平成29年9月21日から適用する。 平成30年4月23日 改定</p>